

長井福祉会

1 法人理念

私たちは、ご利用者の人生の重みを受けとめ、「敬意を込めた介護」にあたります。

2 法人経営の基本方針

長井福祉会「以下当法人」は、地域において高齢者に対する社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図り、その提供する福祉サービスの質向上及び事業経営の透明性確保を図っていくものとします。

3 施設経営目標

- (1) 地域社会に信頼され、歓迎される施設を目指します。
- (2) 利用者とその家族が幸せを感じることでできる施設を目指します。
- (3) 職員が働く喜びを感じる施設を目指します。

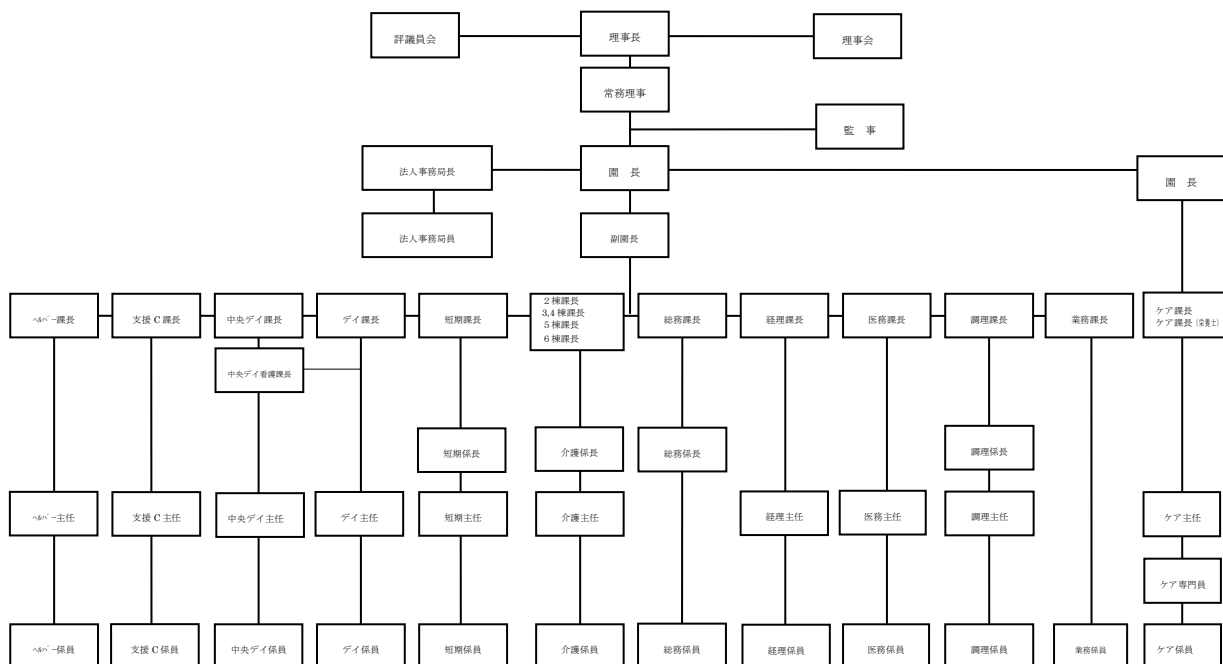
4 職員の基本姿勢

私たちは、当法人の職員としての誇りを持ち、法人経営の基本方針及び施設経営目標を踏まえ、業務を民主的かつ能率的に執行すべき責務を自覚し、サービスの基本となる以下の職員心得5カ条を定め、日々研鑽に努めることとします。

【職員心得5カ条】

- 第1条 利用者は私たちの全てであることを自覚し質の高いサービスを提供します。
- 第2条 全ての方々に対して笑顔で挨拶します。
- 第3条 何事も現状に満足することなく常に前進するように努めます。
- 第4条 職員間の調和を図るとともに明るい職場作りをします。
- 第5条 健康に十分留意し業務精励します。

5 長井福祉会組織図



6 法人重要事業

(1) 改正社会福祉法への対応

社会福祉法人は、公的な財源をもとに福祉サービスを提供しているため、法人の公共性、非営利性、公益性が求められ、改めて社会福祉法人の存在意義や使命が問われています。このような社会情勢の背景の下、社会福祉法の一部改正について国会で審議されており、改正案が可決されれば平成 29 年 4 月 1 日（一部については、平成 28 年 4 月 1 日）に施行される予定になっています。この度の一部改正は、経営組織のガバナンスの強化や財務規律の強化など、大きな改正となっておりますので、改正社会福祉法へ対応するため下記事項について取り組みます。

①経営組織ガバナンス体制の再構築

②公益事業の拡大実施

- ・介護職員初任者研修の継続実施
- ・介護福祉士実務者研修（通信課程）の開催に関すること

※予算は開催に必要な準備金のみ計上し、県の指定を受けてから補正予算の認定を受けることとする。

- ・当法人独自の地域高齢者等配食サービスの実施…慈光園デイサービス

③社会福祉法一部改正による長井福祉会定款並びに諸規程の見直し

(2) 「長井福祉会 2025 年ビジョンに向けた 10 か年計画」の随時見直し

平成 27 年度重要事業の一つとして取り組んだ「長井福祉会 2025 年ビジョンに向けた

10 か年計画」を基に、国の施策及び社会情勢等を鑑みながら、三役会において随時見直しを行い、その方向性を検討していきます。

(3) 職員研修の強化

全国、山形県老協及び山形県社協等が主催する研修のほかに、以下の資格取得並びに研究会等の支援を強化します。

- ①介護福祉士等国家資格取得の支援
- ②介護支援専門員資格取得並びに更新研修等の支援
- ③認知症に関する研修への支援（認知症介護実践研修及び同リーダー研修）
- ④たんの吸引に関する研修
- ⑤排泄、口腔ケアに関する研修
- ⑥職員研究発表への支援と推進
- ⑦新規学卒者等への介護職員初任者並びに介護福祉士実務者研修受講に対する全面的支援

(4) 社会貢献活動の充実（地域へのボランティア活動等）

私たち当法人役職員は、地域の皆様のご支援とご協力の下に福祉事業を展開させていただいていることについて深く理解し感謝します。その感謝の気持ちを忘れることなく、私たち役職員ができることを、地域においてボランティア活動を行い、地域へ貢献してまいります。具体的には下記の事業を実施いたします。

また、これからの社会貢献活動について、我々社会福祉法人として生活困難者に対する支援を含め、経済的制限の狭間にある方々が必要とする各種福祉サービスが円滑に受給できるように使命を果たしてまいります。

- ①献血への協力
- ②公園等のゴミ拾いなどの環境美化への協力
- ③市内小中学校へアルミ缶回収協力
- ④市内ミニデイサービスへの支援
- ⑤その他の地域ニーズからの要請により出来得る活動

(5) 法人財政基盤の強化

地域における福祉事業を展開するため、施設整備等積立てを行い当法人の財政基盤を強化します。

7 理事会・評議員会開催

(1) 理事会

定款施行細則第2条等に基づき下記のとおり開催する。

区分	開催月	開催場所	定例議案等
定例	5月	タスパークホテル	事業報告 各会計決算
定例	9月	ウエルフェア慈光園	第1四半期決算報告
定例	12月	タスパークホテル	第2四半期決算報告
定例	3月	ウエルフェア慈光園	事業計画 各会計予算 第3四半期決算報告
臨時	随時	ウエルフェア慈光園	重要かつ日時的制限のある議案及び報告事項
常任	随時	ウエルフェア慈光園	重要な議案等の理事会審議前の議案に対する意見等方向性の確認

(2) 評議員会

定款施行細則第8条等に基づき下記のとおり開催する。

区分	開催月	開催場所	定例議案等
/	5月	タスパークホテル	事業報告 各会計決算
/	3月	ウエルフェア慈光園	事業計画 各会計予算 第3四半期決算報告
/	随時	ウエルフェア慈光園	年度当初予算に対する補正予算 重要かつ日時的制限のある議案及び報告事項

8 経営管理計画

(1) 管理事務

- ・適切な財務管理と労務管理
- ・諸規程の整備と適切な運用
- ・帳簿、文書等の保管整備
- ・システム構築によるパソコンのセキュリティ強化
- ・インターネット請求への移行

- (2) 維持管理
 - ・施設内巡視強化
 - ・施設内外の日常管理保全の徹底
 - ・施設内外の環境整備の充実
 - ・法人車の適正な管理と安全運転の遵守
 - ・施設設備の保守点検の強化
- (3) 防災管理対策
 - ・防災委員会の設置
 - ・総合防災訓練実施計画による訓練の実施（別紙1 34 参照）
 - ・防火設備の定期的自主検査の実施
 - ・大規模災害に対する資機材確保の検討と非常食の備蓄
- (4) 職員資質向上（研修の充実）
 - ・職員心得 5 カ条の唱和と自己確認
 - ・挨拶の励行
 - ・オアシス運動の推進と唱和
 - ・接遇技術の習得
 - ・介護支援専門員及び介護福祉士等国家資格取得支援
 - ・専門的又は実務的な知識、技術を習得するための派遣研修の充実
 - ・職場内研修計画による研修の実施（別紙2 35 参照）
 - ・認知症に関する研修
 - ・痰の吸引に関する研修への参加
 - ・排泄、口腔ケアに関する研修への参加
- (5) 新規採用職員の育成
 - ・育成にかかる指導者の配置
 - ・各事業所連携による実習体制の確立
- (6) 福利厚生事業
 - ・衛生管理業務の充実
 - ・福利厚生センター「ソウェルクラブ」の活用
 - ・クラブ活動の実施
 - 文化クラブー華道、茶道、書道
 - 運動クラブーソフトボール、バレーボール、卓球
 - ・職員の健康管理の充実
 - ・職員健康診断項目の充実
- (7) 施設の社会化
 - ・広報紙「慈光」の発行による啓蒙活動の推進
 - ・施設ボランティア育成並びに受入れ態勢の充実

- ・社会福祉に関する人材育成
 - ・ミニデイサービス支援協力
 - ・社会福祉士・介護福祉士実習の受入れと態勢の整備
 - ・地域行事への積極的参加
 - ・福祉サービスの啓蒙促進
 - ・ホームページの定期的更新
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用
 - ・情報開示の促進
- (8) 苦情処理窓口の設置
- ・信頼性の確保
 - ・第三者委員の設置
 - ・意見反映システムの構築
 - ・苦情処理過程の明確化
- (9) 資源の節減
- ・施設内照明器具のLED照明への移行
 - ・節電、節水、事務用品、消耗品等の節約強化
 - ・部署会議の重要議題取扱い
 - ・点検の実施

9 行事開催計画

利用者のQOL向上のために各月毎四季折々の行事を開催する。

(別紙3 36頁参照)

10 会議開催計画

(1) 経営者会議

①目的

法人経営方針を踏まえ、法人強化の施策を推進するために開催する。

②所掌事項

- ・法人経営に関すること
- ・各施設の事業計画に関すること
- ・予算執行状況に関すること
- ・投資銘柄の状況把握等
- ・重要施策に関すること
- ・理事長及び園長が必要と認める事項に関すること

③開催日及び参加者

開催日：原則として毎月第3月曜日（この日が休日に当たるときは、順次繰り下げる日。以下同じ）に開催するものとし必要に応じて臨時に開催することができる。

参加者：理事長 常務理事 園長 ケア園長 副園長 総務課長 経理課長

④進行及び記録

進行：園長

記録：総務課長

(2) 課長会議

①目的

法人経営方針を踏まえ、業務を民主的かつ効率的に推進するために開催する。

②所掌事項

- ・各施設の事業計画に関する事
- ・重要施策に関する事
- ・事業の進捗状況に関する事
- ・各部門の諸問題の報告、検討及び調整に関する事
- ・その他、理事長及び園長が特に必要と認める事項に関する事

③開催日及び参加者

開催日：原則として毎月第2月曜日（この日が休日に当たるときは、順次繰り下げる日。以下同じ）に開催するものとし、必要に応じて臨時に開催することができる。

参加役職：理事長 常務理事 園長 ケア園長 副園長 課長

④進行及び記録

進行：園長

記録：各課長輪番制

(3) ケアハウス運営会議

①目的

法人経営方針を踏まえ、特別養護老人ホームとの連携を図りケアハウス運営を効率的に行うために開催する。

②所掌事項

- ・ケアハウス運営に関する事
- ・各部門の諸問題の報告、検討及び調整に関する事
- ・特別養護老人ホーム等との連携に関する事
- ・その他、園長が特に必要と認める事項に関する事

③開催日及び参加者

開催日：原則として毎月第3水曜日（この日が休日に当たるときは、順次繰り下

げる日。以下同じ)に開催するものとし必要に応じて臨時に開催することができる。

参加者：ケア園長 ケア課長 ケア主任 ケア看護師 ケア栄養士

④進行及び記録

進行：ケア園長

記録：参加職員

(4) 全体会議

①目的

事業計画の着実な推進を図るための情報交換及び連絡調整並びに職員の資質の向上を図るため開催する。

②所掌事項

- ・園長訓示
- ・企画会議の伝達に関する事
- ・情報の交換に関する事
- ・各部門の連絡調整に関する事
- ・研究コンクールにおける職場内研究発表に関する事
- ・派遣研修の報告に関する事
- ・各委員会活動報告に関する事
- ・その他、管理運営上必要な事項に関する事

③開催日及び参加者

開催日：原則として毎月1回開催するものとし、第2週の火・水曜日とする。

参加者：全職員

④進行及び参加者

進行：研修・高次元介護推進委員会輪番制

記録：研修・高次元介護推進委員会輪番制

(5) 役付職員会議

①目的

当法人における役付職員としての自覚を認識する機会とし、事業所及び部署内外における情報共有とコミュニケーションのあり方を点検するために開催する。

②所掌事項

- ・情報共有のあり方
- ・役職ごとの役割確認
- ・その他

③開催日及び参加者

開催日：4月と10月

参加者：理事長 常務理事 園長 ケア園長 副園長 課長 係長 主任

④進行及び記録

進行：副園長

記録：当日指名

(6) 企画・運営会議

①目的

各部門の連携、次週の日程確認、連絡調整を図り円滑な事業の推進に寄与するために開催する。

②所掌事項

- ・施設経営全般に関すること
- ・当面する諸問題に関すること
- ・各部門における次週の行事等の報告及び連絡調整に関すること
- ・その他、必要な事項に関すること

③開催日及び参加者

開催日：原則として毎週金曜日に開催する

参加者：園長、各部署の代表役職者

④進行及び記録

進行：総務課

(7) 部署会議

(特養役職者会議・慈光園デイ会議・中央デイ会議・支援センター会議・ヘルパー会議・ケアハウス部門会議・厨房会議・医務課会議、棟会議(サービス担当者会議))

①目的

サービス提供上、業務上、様々な各部署の課題を検討し円滑な運営を行うため開催する。更に利用者の処遇上の諸問題について検討し、日常生活の質の向上を図るために開催する。

②所掌事項

- ・サービス提供に関すること
- ・介護技術に関すること
- ・各部署で抱えている問題の検討
- ・個別処遇に関すること
- ・集団処遇に関すること
- ・処遇困難ケースに関すること
- ・職員の勤務態様に関すること
- ・その他

③開催日及び参加者

参加者：各部門の課長等の判断による。

進行及び記録：それぞれ輪番制

(8) 連絡会（ミーティング）

①目的

事務事業の円滑な執行に資するため開催する。

②所掌事項

- ・夜勤者の業務報告に関すること
- ・当日の各部門の業務予定及び連絡調整に関すること
- ・その他、必要な事項に関すること

③開催日及び参加者

開催日：毎日実施

参加者：各部署の代表

各棟夜勤職員及び各棟勤務職員

④進行及び記録

進行：副園長

記録：参加職員

(9) 部署朝礼

①目的

一日の業務調整と確認

②所掌事項

- ・職員心得5カ条と標語の唱和
- ・一日の業務内容の調整及び確認
- ・連絡事項

③開催時間

始業時又は引継ぎ時

(10) 専門委員会

①設置目的

施設経営上の専門的事項について調査検討し、円滑に実施するために次の専門委員会を設置する。

②専門委員会の名称

- ・研修・高次元介護推進委員会
- ・広報委員会
- ・給食委員会
- ・安全衛生委員会
- ・防災委員会
- ・感染予防委員会
- ・環境・花壇整備委員会
- ・入所調整委員会

- ・事故防止委員会
- ・リハビリ推進委員会
- ・認知症ケア対策推進委員会
- ・ケア連携協働委員会

③専門委員会の運営

各専門委員会の目的、構成員及び活動内容等については、別途定めるものとする。

11 公益事業

(1) 介護職員初任者研修事業

山形県の指定を受け、地域の介護職を志す者及び従事者に対して、130 時間の研修事業を実施する。なお、当法人の無資格者職員に対し、一定の条件に基づき受講料等の支援を行っていく。

(別紙4 37頁掲載)

(2) 介護福祉士実務者研修事業

(3) 地域高齢者等配食サービス事業

特別養護老人ホーム慈光園

(指定介護老人福祉施設)

(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護)

1 指定介護老人福祉施設

【利用者サービス提供方針】

介護老人福祉施設として地域の社会的期待が益々高まっている。そして利用者の介護ニーズ、生活背景が多様化している現状を踏まえ、個別対応としてのADLの維持・向上、褥瘡防止を心掛けるとともに、認知症に対する処遇技術向上を図り、予防の視点からも、精神的、身体的援助を行う。また、サービスの質の確保の観点から、感染症管理体制の強化、介護事故に対する安全管理体制の強化、身体拘束廃止に向けた取組みの強化を心がけるとともに、以下の事項を実施することにより、「人としての尊厳」と「自立支援」をテーマに利用者の処遇向上に努める。

(1) 管理部門

①施設サービス計画書作成

- ・インターライ方式アセスメント表の使用と熟知
- ・ケアカンファレンスの実施と充実

②家族との連携強化並びに利用者の社会化

- ・利用料支払いの利便性向上のための郵便払込実施
- ・施設サービス計画書への同意
- ・行事等を介した交流
- ・心身上、その他変化が認められたときの速やかな状況報告による連携
- ・バスハイクの実施

③預金管理

- ・通帳及び証書関係と印鑑の複数者管理の公明化
- ・OA機器導入によるさらなる明確化と合理化
- ・定期的内部監査の実施
- ・利用者等への出納状況等の周知

④介護保険制度コンプライアンスの徹底

⑤介護サービス情報の公表制度の調査結果に基づく改善

(2) 介護部門

①施設サービス計画の策定と内容の充実

- ・アセスメントの完全実施

- ・利用者と家族同席のサービス担当者会議の開催
- ・介護サービス計画作成
- ・利用者のご家族からの同意
- ・モニタリングと再アセスメントの必要性の早期判断

②離 床

- ・寝たきりの予防
- ・寝食分離を図り、他利用者との交流を強化
- ・諸行事への積極的参加促進
- ・憩いの場の提供（喫茶等の開催）
- ・褥瘡予防並びに根絶

③居 室

- ・居室構成の創意工夫
- ・居室内人間関係の円滑化
- ・居室内整理整頓の充実
- ・プライバシーへの配慮

④統一処遇と記録

- ・直接処遇職員間の情報共有の強化
- ・記録書類の適正な取扱いと管理
- ・記録書類、その他プライバシーに関わる事項の守秘義務
- ・上司へ主たる事項並びに特変時の速やかなる報告の徹底

⑤認知症老人処遇対策

- ・認知症の更なる理解を利用者とともに深める
- ・具体的個別施設サービス計画の立案と実践と定期的又は随時評価の実施
- ・家族、地域住民、協力病院との連携強化
- ・感情を重んじ情緒豊かな環境を創造
- ・利用者の興味を見だし、それを積極的に行える援助遂行
- ・話しかけ、話を聞き、そして共感し、それを繰り返す精神的援助の実施
- ・認知症介護の専門的研修の受講と技術・知識の共有

⑥日常生活への援助

- ・紙おむつへの完全移行
- ・援助する前、途中、終わりの声掛け徹底励行
- ・残存機能の活用
- ・夜間時の巡視の強化
- ・環境衛生、美化の配慮
- ・緊急連絡体制の確認

⑦身体拘束廃止対策

- ・身体拘束に対する研修
 - ・身体拘束に対する検証と記録の整備
 - ⑧介護職員による痰の吸引及び経管栄養のケアの実施
 - ・医師、看護職員との連携
 - ・説明と同意
 - ・安全体制の構築
 - ⑨看取り介護体制の取り組み
 - ・看取り介護のPDCAサイクルによる推進
 - ・職員研修の実施
 - ・家族への啓蒙
- (3) 機能回復訓練部門
- ①理学療法士並びに作業療法士として専門的見地からの個別機能訓練計画の立案と実施
 - ・病院並びに専門職との連携強化
 - 介護員及び看護員との連携強化
 - ・リハビリ用機材の活用と保守点検実施
 - ・唱歌と歌謡曲を活用したリハビリの実施
 - ②生きがい対策
 - ・趣味活動の実施
 - ・創作物等の発表の場設置
 - ・利用者のニーズ把握と実現
 - ③レクリエーション
 - ・離床の喜びを感じられるプログラムの設定
 - ・利用者間、また職員との信頼関係の形成
 - ④記録
 - ・個別プログラムの作成並びに実施報告と評価表の作成
 - ・ケアカンファレンス等への記録した資料の提供
 - ・利用者情報の守秘義務
- (4) 医務部門
- ①健康管理対策
 - ・利用者の定期的及び随時の健康診断の実施
 - ・利用者の定期的診察の実施
 - ・利用者の健康管理の充実
 - ・利用者の服薬管理の徹底と責任部門としての位置づけ
 - ・協力病院等との連携強化
 - ・機能回復訓練実施にかかる協力

- ・他職種との情報共有
- ・緊急連絡体制の確認

②安全対策

- ・医療機器に関する保守点検の強化
- ・薬品受払簿等の記入徹底と薬品類の厳重管理
- ・危険要素払拭

③記 録

- ・看護記録の整備保管
- ・ケアカンファレンス等への情報提供
- ・利用者情報守秘義務の徹底

④痰の吸引等に関する看護職、介護職の協働連携に関する安全体制の整備

- ・介護職員の施設内研修プログラムの計画と実施
- ・指導看護職員の養成
- ・手順書の整備
- ・医師との連携と利用者からの同意
- ・プロセス評価の実施

(5) 調理部門

①適時適温の実施

- ・夕食6時以降の提供
- ・適温の食事提供のため保温食器の整備強化

②個別対策

- ・嗜好調査と残量調査結果に基づく献立作成
- ・栄養ケアマネジメントの実施と栄養ケアに基づく食事の提供
- ・療養食の提供
- ・介護食の提供
- ・個別の栄養指導
- ・やわらか食の研究
- ・リハビリ食器と補助器具の提供

③生活習慣病予防対策

- ・減塩
- ・肥満の予防
- ・骨の強化

④記 録

- ・日誌等の各種記録書類の整備
- ・ケアカンファレンス等への情報提供

⑤衛生管理対策

- ・衛生管理の徹底

2 指定短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護事業

【利用者サービス提供方針】

利用者の「尊厳の保持」「自立支援」という介護保険の基本理念の下、利用者の心身の状況及び家族等介護者の状況を十分に把握し、居宅サービス計画及び短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）に基づいて各種サービスを提供する。

- (1) 受入れ体制の見直し実施
 - ・居室構成の創意工夫
 - ・利用者持ち物の省略化
 - ・利用者生活備品の整備
 - ・緊急入所の対応
- (2) 介護サービスの充実
 - ・介護保険制度コンプライアンスの徹底
 - ・新規利用者の事前実態調査の実施
 - ・短期入所援助計画の作成とサービスの提供
 - ・在宅と施設サービスの円滑な日常生活の支援
 - ・「自己決定・残存能力の活用・サービスの継続性」の原則に基づく日常生活援助の実施
 - ・利用者とのコミュニケーションによる信頼関係の構築と心身の状態やニーズの適切な把握
 - ・個別ケアの充実
 - ・ご家族への利用状況報告と在宅生活への助言
 - ・ケアカンファレンス等の実施
 - ・守秘義務の徹底
- (3) 健康状態の確認
 - ・入所時の血圧、体温、脈拍数のチェックの実施
 - ・利用者の健康管理
 - ・緊急時の連絡体制の確認
- (4) 身体拘束廃止対策
 - ・身体拘束に関する研修
 - ・身体拘束に対する検証と記録の整備
- (5) 連 携
 - ・実施主体との連携強化
 - ・地域包括支援センター、各居宅介護支援事業所及び各介護支援専門員等との情報

の共有

- ・他職種との連携強化
- ・家族との連携強化

(6) 送迎

- ・身体状況等に応じた送迎
- ・前日による送迎時間の確認と調整
- ・利用者の希望する日時に沿った送迎の調整
- ・交通法規の遵守及び安全運転の励行
- ・定期的車両保持点検の実施

(7) 介護保険施設等に係る自主点検の実施

(8) 介護予防の取組み

- ・介護予防に向けての相談援助
- ・理学療法士並びに作業療法士によるリハビリ指導
- ・リハビリ体操の実施
- ・口腔ケアの充実
- ・認知症予防の取組み

(9) 生きがい対策

- ・各行事への参加と事業所内外との交流
- ・月例茶話会や季節感のある催しの実施
- ・個々の関心に応じた趣味活動の実施
- ・唱歌や懐かしの歌謡曲等を提供

(10) 利用者拡大に向けての PR の実施

- ・月1回のショート便りによるサービス内容の公開
- ・年1回のアンケート調査の実施

慈光園デイサービスセンター

(指定通所介護・指定介護予防通所介護)

(指定訪問入浴介護・指定介護予防訪問入浴介護)

(介護予防・生活支援サービス事業)

【利用者サービス提供方針】

利用者の「尊厳の保持」と「自立支援」という介護保険の基本理念と「予防給付」の視点を踏まえ、利用者の心身の状況及び家族等介護者の状況を十分に把握し、居宅サービス計画及び通所介護計画（介護予防通所介護計画）に基づいて各種サービスを提供する。更に地域ニーズを充足する上で全日サービスを実施していく。

1 指定通所介護事業・指定介護予防通所介護事業 介護予防・生活支援サービス事業

- (1) 日常生活上の援助
 - ・残存機能を活用しながら身体機能維持・向上を図る
 - ・環境衛生と安全な環境、美化の配慮
- (2) 健康維持管理
 - ・健康状態の確認
 - ・血圧、体温のチェックの実施
 - ・利用者並びに家族等への健康管理、助言
 - ・緊急時の連絡体制の確認
- (3) 個別機能訓練サービス
 - ・心身機能訓練から生活機能の維持・向上までの総合的訓練の強化
 - ・レクリエーション療法の強化
 - ・理学、作業的療法による訓練の強化
 - ・個別機能訓練計画書作成・実施・記録・定期的評価
- (4) 送迎サービス
 - ・送迎車両更新による送迎の安全性の向上と地区割り利用の弾力化
 - ・身体状況等に応じた送迎方法
 - ・居宅内介助の実施
 - ・交通法規の遵守
 - ・定期的車両保守点検
- (5) 入浴サービス
 - ・身体状況に応じた入浴方法の実施

- ・健康状態への気配り強化
 - ・特殊浴槽の保守点検修理実施
- (6) 食事サービス
- ・利用者の状況並びにニーズに応じた食事内容の提供
 - ・利用者の状況に応じた食器等の工夫
 - ・定期的にバイキングを提供
 - ・手作りおやつの提供
 - ・食事摂取時の環境の工夫
 - ・衛生管理の徹底
- (7) 運動器機能向上サービス
- ・体力アップを目指すリハビリ及びレクリエーションの実施
 - ・生活機能の向上のための機能訓練実施
 - ・転倒骨折予防のリハビリ及びレクリエーションの実施
 - ・運動器機能向上に関する計画書作成・記録・定期的評価
- (8) 口腔機能向上に関するサービス
- ・口腔内清掃(歯磨き、入れ歯洗浄、うがい)
 - ・健口体操及び発声体操の実施
 - ・口腔機能向上に関する計画書作成と定期的評価
- (9) アクティビティに関するサービス
- ・アクティビティに関する計画書の作成・実施・定期的評価
- (10) 生きがい対策・各種行事の実施
- ・地域社会との交流・社会参加
 - ・趣味活動の充実
 - ・筋力アップ・体力づくり体操を実施
 - ・花壇作り・畑づくり
 - ・創作物等発表の場の設置
 - ・利用者のニーズ把握と実現
- (11) 相談、助言に関すること
- ・利用者並びに家族からのソーシャルワークの充実
 - ・サービス担当者会議への参加
 - ・他部署、他機関との連絡調整による処遇の充実・会議への参加
 - ・主治医・介護支援専門員等との情報共有・連携強化
- (12) 記録等
- ・通所介護計画書（介護予防通所介護計画）の作成
 - ・各種記録書類等の記入と管理
 - ・通所介護計画書に関する定期的評価

- ・利用者並びに家族に関わる事項の守秘義務の確認
- (13) デイサービス便りの発行
 - ・利用者並びに家族との連携の強化
 - ・デイサービスに関する情報提供
- (14) 利用者拡大に向けてのPRの実施
 - ・広報活動
 - ・他機関との連携及び情報交換
- (15) 施設設備の維持管理
 - ・施設設備の保守点検の強化
 - ・施設内外の環境整備
- (16) 介護保険施設等に係る自主点検の実施
- (17) 職員資質向上
 - ・部署会議の開催
 - ・部署内外の研修

2 指定訪問入浴介護事業・指定介護予防訪問入浴介護事業

- (1) 健康状態の確認
 - ・血圧、体温、脈拍数のチェックの実施
 - ・利用者並びに家族等への健康管理助言、介護等の指導
- (2) 入浴サービス
 - ・看護員1名・介護員2名スタッフでの入浴の実施
 - ・健康状態への留意
 - ・定期的車両保守点検、設備の点検の実施
- (3) 記録等
 - ・訪問入浴介護計画書（介護予防訪問入浴介護計画書）の作成
 - ・各種記録書類等の記入と管理（訪問先での利用状況・訪問記録も含む）
 - ・訪問入浴介護計画書に関する定期的評価
 - ・利用者並びに家族に関わる事項の守秘義務の確認
 - ・主治医・介護支援専門員等との情報共有・連携強化
- (4) デイサービス便りの発行
 - ・利用者並びに家族との連携の強化
 - ・日程やサービスメニュー等に関する情報の提供
- (5) 介護保険施設等に係る自主点検の実施
- (6) 職員資質向上
 - ・部署会議の開催

- ・ 部署内の研修

3 地域高齢者等配食サービス事業

【目的】

在宅で生活されている高齢者・障がい者に対して栄養のバランスのとれた食事やご利用者の身体状況にあわせた食事を提供することで生活の質の向上や健康が維持できるように支援する。

- ・ 衛生管理の徹底
- ・ 配達時間の厳守
- ・ 利用者の状況に応じたメニューや食事形態の提供
- ・ 安否確認
- ・ 利用料金の集金

* 「長井市食の自立支援高齢者・障がい者配食サービス事業」受託以外に慈光園独自の配食サービスを実施。(公益事業)

慈光園中央デイサービスセンター

(指定通所介護・指定介護予防通所介護) (介護予防・生活支援サービス事業)

【利用者サービス提供方針】

利用者の「尊厳の保持」と「自立支援」という介護保険の基本理念と「予防給付」の視点を踏まえ、利用者の心身の状況及び家族等介護者の状況を十分に把握し、居宅サービス計画及び通所介護計画（介護予防通所介護計画）に基づいて各種サービスを提供する。

1 指定通所介護事業・指定介護予防通所介護事業 介護予防・生活支援サービス事業

- (1) 日常生活上の援助
 - ・残存機能の活用
 - ・環境衛生、美化の配慮
 - ・緊急連絡体制の確認
- (2) 機能訓練サービス
 - ・心身機能訓練から生活機能の維持・向上までの総合的訓練の強化
 - ・アクティビティに関する計画書の作成と定期的評価
 - ・レクリエーション療法の強化
 - ・理学・作業的療法の強化及び専門的施術による健康維持・増進
 - ・医療部門との連携強化
 - ・各種行事の充実
 - ・外出行事の充実
- (3) 運動器の機能向上サービス
 - ・体力アップを目指すリハビリ及びレクリエーションの実施
 - ・転倒骨折予防のリハビリ及びレクリエーションの実施
 - ・運動器の機能向上に関する計画書の作成と定期的評価
- (4) 口腔機能向上に関するサービス
 - ・口腔内清掃(歯磨き、入れ歯洗浄、うがい)
 - ・健口体操及び発声体操の実施
 - ・口腔機能向上に関する計画書の作成と定期的評価
- (5) 健康状態の確認
 - ・血圧、体温、脈拍数のチェックの実施

- ・利用者並びに家族等への健康管理、助言
 - ・感染症防止対策の強化・継続
- (6) 送迎サービス
- ・居宅内介助の実施
 - ・身体状況等に応じた送迎方法の実施（安全な運転方法のマスター）
 - ・交通法規の遵守
 - ・定期的車両保守点検の実施
- (7) 入浴サービス
- ・浴室環境の整備並びに入浴機器の保守・点検
 - ・身体状況に応じた入浴方法の実施
 - ・レジオネラ菌感染予防対策に準じた入浴実施
 - ・健康状態への気配り強化
 - ・特殊浴槽の保守点検の実施
- (8) 食事サービス
- ・利用者の状況並びにニーズに応じた食事内容の提供
 - ・利用者の状況に応じた食器等の工夫
 - ・食事摂取時の環境の整備
 - ・衛生管理の徹底
- (9) 相談、助言に関すること
- ・利用者並びに家族へのソーシャルワークの充実
 - ・サービス担当者会議への参加
 - ・他部署、他機関との連絡調整による処遇の充実
 - ・介護支援専門員との連携強化
- (10) 記録等
- ・通所介護計画（介護予防通所介護経計画）の作成並びに実施記録・定期的評価
 - ・各種記録書類の記入と管理
 - ・利用者並びに家族に関わる事項の守秘義務の確認
- (11) 中央デイサービスセンター便りの発行
- ・利用者並びに家族との連携強化
 - ・サービスに関する情報の提供
- (12) 利用者拡大に向けてのPRとアンケート調査の実施
- ・他機関との連携及び情報交換
 - ・利用満足度に関するアンケート調査の実施

- ・デイサービス便りによるサービスの広報
- (13) 設備管理計画
- ①総合防災訓練
 - ・長井市保健センター防災計画に基づき、生命の安全を第一におき、事故の未然の防止、防災管理の徹底を図り、利用者の安全確保に努める。
 - ②施設設備の維持管理
 - ・施設設備の保守点検の強化
 - ・施設内外の環境整備
 - ・厨房の床修繕
 - ・インターネット環境の維持
- (14) 介護保険施設等に係る自主点検の実施
- (15) 職員資質向上
- ・部署会議の開催
 - ・部署内外の研修

2 慈光園リハビリ教室

- ・介護予防教室の実施（総合事業）
- ・パワーリハビリの実施
- ・リハビリ機器の保守・点検
- ・フォローアップ教室の実施（リハビリ教室後の継続支援）

在宅介護支援センター慈光園

(指定居宅介護支援)

【利用者サービス提供方針】

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者本人及び家族の希望等を考慮したうえで居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等との連絡・調整その他の便宜の提供を行う居宅介護支援のサービスを提供する。

1 介護保険制度関係

(1) 居宅介護支援

- ・アセスメントの実施
- ・居宅サービス計画書の作成及び訪問
- ・サービス担当者会議開催
- ・サービス調整と実施
- ・主治医との連携強化
- ・支援経過記録、モニタリング、評価
- ・給付管理業務と請求

(2) 介護予防支援（地域包括支援センターからの業務受託）

- ・アセスメントの実施
- ・介護予防サービス計画書の作成及び訪問
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の調整
- ・サービス担当者会議開催
- ・サービス調整と実施
- ・主治医との連携強化
- ・支援経過記録、モニタリング、評価
- ・給付管理業務

(3) 要介護認定訪問調査

2 相談援助

- ・在宅介護に関する電話、訪問、来所による総合相談
- ・介護保険対象外者に対する支援
- ・保健、福祉、医療の関係機関との連携強化
- ・特別養護老人ホーム慈光園との連携による24時間相談体制の充実
- ・食の自立支援事業の実態把握調査

- ・高齢者の実態把握
 - ・75歳到達者のアンケート調査
- 3 会議、情報
- ・地域包括支援センター、各支援事業所及びサービス事業所との情報共有
 - ・民生委員や地域住民との情報交換等
 - ・公的福祉サービスの広報並びに利用啓発
 - ・地域包括支援センター運営協議会への参加と情報共有
 - ・慈光園各部署との情報共有
 - ・利用者と家族に関する事項の守秘義務確認
 - ・介護支援専門員、支援センター会議への参加
 - ・地域ケア会議への参加
 - ・地域支援事業への協力・参加
 - ・支援センター部署会議の開催
- 4 運転、車の管理
- ・道路交通法の遵守
 - ・車両定期点検の実施
- 5 記録
- ・業務日誌の入力並びに管理
 - ・運転状況記録の記載
 - ・相談受付台帳の記載
- 6 介護保険施設等に係る自主点検の実施
- 7 啓発活動
- ・ミニデイサービス等への参加による啓発
 - ・介護予防教室の開催

慈光園ホームヘルパーステーション

(指定訪問介護・指定介護予防訪問介護)

(介護予防・生活支援サービス事業)

【 利用者サービス提供方針 】

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる訪問介護（介護予防訪問介護）サービスを提供する。

- 1 介護保険制度関係（訪問介護・介護予防訪問介護）
 - ・実態調査の実施
 - ・サービス内容の確認と調整
 - ・訪問介護計画、介護予防訪問介護計画の作成
 - ・身体介護、生活援助訪問介護の提供
 - ・利用者訪問状況報告（1ヵ月間）の作成
 - ・評価
 - ・給付管理請求業務
- 2 情 報
 - ・行政、保健、医療、各種在宅介護福祉サービスとの情報共有の充実
 - ・利用者並びに家族に関する事項の守秘義務
 - ・地域ケア包括会議との情報共有
 - ・慈光園各部署との情報共有
 - ・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び各サービス事業者等との連携充実
 - ・ヘルパーステーション会議の開催
 - ・サービス担当者会議への参加
- 3 記 録
 - ・業務日誌の入力並びに管理
 - ・個別ケース記録の入力と管理
 - ・実績報告書の作成
 - ・利用者に関する情報、サービス提供留意事項報告書の作成
- 4 運 転
 - ・道路交通法の遵守
 - ・車輛の定期点検の実施
 - ・運転状況記録の記載
 - ・移動時安全体制の強化
- 5 介護保険施設等に係る自主点検の実施

- 6 介護保険制度対象外者に対する援助
- 7 感染予防対策の強化
- 8 施設設備管理
 - ・空調設備更新
 - ・PC 新規整備

ケアハウスウエルフェア慈光園

(軽費老人ホーム)

(指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護)

【事業の目標】

高齢者の生活や心身機能の特性を考慮した「住宅機能」の提供と、要介護時における自立生活の維持のために必要となるサービスの提供を考慮した「福祉機能」とを融合させることにより、入居者が健康で明るく安心した生活を送ることのできる施設の構築を目標に定める。

1 軽費老人ホーム

【サービス提供方針】

入居者の心身の状況、希望及びその他の状況を十分に把握するとともに健康で明るい生活を送れるよう日常生活上必要な便宜を供与する。

(1) 提供サービス

①食事

- ・管理栄養士による高齢者に適した食事の提供
- ・選択メニュー、代替食、行事食の実施
- ・衛生管理の徹底
- ・定期嗜好調査の実施

②入浴

- ・衛生管理の徹底
- ・レジオネラ菌検査の実施
- ・危険防止対策の徹底
- ・巡回強化による安全確認の徹底

③相談、助言

- ・入居者からの相談に対する適切な助言

④緊急時の対応

- ・緊急時に対応できる職員体制の整備
- ・非常通報装置、館内一斉放送の活用
- ・避難器具の維持管理
- ・協力医療機関及び関係機関との連携

- ・緊急連絡体制の強化
 - ⑤在宅サービスの利用
 - ・各関係機関との連携強化
 - ・福祉サービス等その有効な利用についての紹介や手続き等の援助
 - ⑥夜間の管理体制
 - ・警備員の配置
 - ⑦保健衛生
 - ・定期的健康診断の実施
 - ・医師、看護師等による健康講話の開催
 - ・健康の保持、疾病の予防や機能回復訓練等
 - ⑧入居者活動
 - ・入居者の自主的な活動への助言や協力
 - ・施設が提供する日常的プログラムの企画立案及び実施
 - ・健康器具、遊具を取り入れたプログラムの提供
 - ⑨その他
 - ・協力医療機関等への通院バスの運行
 - ・ケアハウス便りの発行
- (2) 会議・記録
- ①会議・記録
 - ・入居者ニーズの把握とモニタリングの実施
 - ・運営会議の設置、開催
 - ・各部門会議の開催
 - ・各種記録書類等の記入と管理
 - ・入居者に関する守秘義務の確認

2 指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護

【サービス提供方針】

入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を十分に把握し、快適な日常生活を営むことができるよう、特定施設サービス計画（介護予防特定施設サービス計画）に基づいて各種サービスを提供する。

また、入居者のADL機能の維持・向上のためリハビリテーション体制を強化し、個別機能訓練計画に基づき機能訓練を実施する。

(1) 提供サービス

①食事

- ・入居者の状況並びにニーズに応じた食事内容の提供
- ・入居者の状況に応じた食器等の工夫

②入浴

- ・身体状況に応じた入浴方法の実施
- ・入浴前後の健康状態の把握
- ・浴室環境及び設備の工夫
- ・レジオネラ菌検査の実施

③健康管理

- ・入居者の健康状態の把握
- ・健康保持のための適切な処置

④相談及び援助

- ・入居者並びに家族へのソーシャルワークの充実
- ・入居者の家族との連携強化
- ・入居者とその家族との交流等の機会の提供

⑤日常生活上の援助

- ・身体状況に応じた適切な方法による排泄、食事、離床、整容等の実施
- ・自立支援に必要な援助の実施
- ・身体状況に応じた介護機器の整備

⑥機能訓練

- ・リハビリテーション体制の強化
- ・理学療法士並びに作業療法士によるリハビリテーションの指導、助言
- ・機能訓練指導員を中心としたリハビリテーションの実施

⑦看取り介護体制の取り組み

- ・看取り介護のPDCAサイクルによる推進
- ・職員研修の実施
- ・家族への啓蒙

(2) 会議・記録

①会議・記録

- ・特定施設サービス計画（介護予防特定施設サービス計画）の作成
- ・個別機能訓練計画の作成
- ・入居者ニーズの把握とモニタリングの実施
- ・運営会議の設置、開催
- ・各部門会議の開催
- ・各種記録書類等の記入と管理
- ・入居者に関する守秘義務の確認

(3) 介護保険施設等に係る自主点検の実施

- (4) 介護サービス情報の公表の報告及び公表の実施

3 入居者福利厚生

【目的】

入居者の福利厚生を図るため入居者に対し次の便宜を供与する。

- (1) 売店の設置
- ・ 日用雑貨、食品等の販売
 - ・ クリーニングの受付、発注
 - ・ 宅配便の受付、発注
- (2) 理容室の設置
- ・ 理容業者と入居者の連絡調整等

4 保守管理・環境整備

【目的】

施設建築物及び設備の適正な維持管理に努める。

- (1) 保守管理
- ①法定点検の実施
- ・ 機械設備、衛生設備、電気設備、昇降機設備等
 - ・ 消防機器設備、防火対象物等
- ②定期報告制度に係る点検及び報告
- ・ 消防用設備及び建築設備に係る点検、報告
- ③自主点検の実施
- ・ 建築物、建築設備等の定期的自主点検
- ④保守点検による各種設備の維持管理
- ・ 煙感知器交換工事の実施
 - ・ ろ過機タッチパネル交換工事の実施
 - ・ 蓄熱式暖房器メンテナンスの実施
 - ・ 業務用洗濯機の更新
- (2) 環境整備
- ・ 高層棟窓ガラス及び東西階段部窓ガラス清掃の実施
 - ・ 施設内共用部ワックス清掃の実施
 - ・ 植栽及び樹木管理
 - ・ 居室（特定施設入居者生活介護）洗面台の改修

5 地域交流スペースの活用

【目的】

特養光会、金井神地区協力会、金井神地区公民館、各地域ボランティア団体等の総会等諸会議の開催、活動及びその他交流の場として開放し、地域との連携強化を図る。

6 総合防災訓練

【目的】

「総合防災訓練実施計画」に基づいて、生命の安全を第一におき、事故の未然の防止、防災管理の徹底を図り、入居者の安全確保に努める。

7 研修

【目的】

職員は各種研修会及び職場内研修実施計画に基づく研修会等に参加するとともに、自己研鑽を積み資質の向上に努める。

別紙1 長井福祉会総合防災訓練実施計画

実 施 月	訓 練 計 画	研 修 計 画
5 月	<p>[通報訓練]</p> <p>119番通報、職員非常連絡招集網</p> <p>[重点事項]</p> <p>火災報知器並びに非常通報装置の取扱い</p>	<p>[防災ビデオ鑑賞]</p> <p>目的：火災発生時の円滑な初動体制の確立を図る。</p>
8 月	<p>[夜間総合防災訓練]</p> <p>金井神地区防災会との合同訓練</p> <p>119番通報、避難誘導、初期消火</p> <p>[重点事項]</p> <p>利用者・防災会・職員参加による避難誘導 消防ポンプ使用による消火活動</p> <p>《消防本部、日本防災へ協力依頼》</p>	<p>[地区防災会との交流会]</p> <p>目的：施設内構造、設備、器具等知識・技術の習得、連携の習熟を図る。</p> <p>[職員全体会議研修]</p> <p>目的：訓練前に火災発生時の基本的動作の再確認をすることで対応能力の向上を図る。</p>
10 月	<p>[総合訓練]</p> <p>119番通報、避難誘導、初期消火</p> <p>[重点事項]</p> <p>消火器・屋内消火栓の取扱い</p> <p>《消防本部、日本防災へ協力依頼》</p>	<p>[消火器・屋内消火栓の使用 方法について]</p> <p>目的：各消火設備の使用 方法の習得</p>
2 月	<p>[避難訓練]</p> <p>高層階避難、防火扉の開閉</p> <p>[重点事項]</p> <p>階段降下避難器具使用による避難訓練</p>	

※随時、土砂災害に関する対策の訓練及び講習の実施

別紙２ 職場内研修実施計画

月	研修内容	発表者	備考
4	新規採用職員研修 (新任職員研修マニュアルによる) 職場外研修参加者復命		職員全体会議
5	職場外研修参加者復命		職員全体会議
6	研究発表の審査結果発表と表彰 職場外研修参加者復命		職員全体会議
7	職場外研修参加者復命		職員全体会議
8	研究発表 職場外研修参加者復命	支援センター 医務	職員全体会議
9	研究発表 職場外研修参加者復命	6棟 厨房	職員全体会議
10	研究発表 職場外研修参加者復命	5棟	職員全体会議
11	研究発表 職場外研修参加者復命	3.4棟 ホームヘルパー	職員全体会議
12	研究発表 職場外研修参加者復命	2棟 事務・業務員	職員全体会議
1	普通救命講習会 職場外研修参加者復命		職員全体会議
2	研究発表 職場外研修参加者復命	短期 中央D S C	職員全体会議
3	研究発表 職場外研修参加者復命	慈光園D S C ケアハウス	職員全体会議
<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士、介護支援専門員受験対策及び介護保険制度講習会 (介護福祉士、介護支援専門員受験資格を有する職員及び一般職員を対象に勉強会を実施する。) ・感染症対策及びリスクマネジメントの講習会 ・認知症に関わる研修の推進 ・痰の吸引に関する研修への参加 ・排泄、口腔ケアに関する研修への参加 ・研究発表の審査体制確立と自由なグループでの参加 			
O J T	<p>O J T (on-the-job training)</p> <p>職場内教育。職場で上司が部下に、先輩が後輩に、仕事を通して知識や技能、態度などを教育・指導する現場教育。</p>		

別紙3 行事開催計画

月	管 理	行 事	(担当役員)	給食関係	健康管理	その他
4月	辞令交付式	観桜会 誕生会		個人対応メニュー	厨房職員検便	
5月	監事監査 定例理事会 評議員会	つつじ観賞 誕生会		おだんご 個人対応メニュー 笹巻	職員健康診断 厨房職員検便	
6月		開園記念日(17日) あやめ観賞 誕生会		花見弁当・おだんご 個人対応メニュー 笹巻	厨房職員検便	夏・冬衣類交換
7月		七夕 誕生会	渡部理事	バーベキュー 個人対応メニュー	厨房職員検便 産業医健康相談	「慈光」発行
8月		夏祭り(水祭前日) 八幡神社祭礼 誕生会	全役員	行事食 個人対応メニュー 土用丑の日	厨房職員検便 産業医健康相談	
9月	監事監査 定例理事会 自主点検	敬老祭 誕生会	穂苺理事	行事食 ぼたもち 仲秋名月メニュー	厨房職員検便 健康管理教育	
10月		慰霊祭 誕生会 秋祭り	北原監事 横澤理事	行事食 個人対応メニュー 鮎・芋煮	厨房職員検便 産業医職場巡視	夏・冬衣類交換
11月		文化祭 誕生会	平理事	行事食 個人対応メニュー	職員健康診断 厨房職員検便 産業医健康相談 インフルエンザ予防接種	「慈光」発行
12月	監事監査 定例理事会	クリスマス 誕生会 年末大掃除	齋藤監事	行事食 冬至あずきかぼちや 年越しそば 餅 個人対応メニュー	厨房職員検便	
1月		お正月 新春もちつき大会 だんご飾り 誕生会	外田副理事長	おせち料理 餅 七草粥 個人対応メニュー	厨房職員検便 産業医健康相談	
2月		節分年祝い 誕生会	菅野理事	行事食 個人対応メニュー	厨房職員検便	
3月	監事監査 定例理事会 評議員会	ひな祭り 誕生会	大山理事	行事食 ぼたもち 個人対応メニュー	厨房職員検便	「慈光」発行

- ※ 月曜日・晩酌(特養)、買い物ツアー(ケアハウス)
- ※ 火曜日・喫茶(ケアハウス)
- ※ 水曜日・カラオケ(ケアハウス)
- ※ 木曜日・体操教室(ケアハウス)
- ※ 金曜日・喫茶(特養)、映写会:月1回(ケアハウス)
- ※ 実習生受入れ随時実施
- ※ バスハイク、各種教室随時実施

別紙4 介護職員初任者研修事業

科目	項目	時間数	講師資格	講師氏名
職務の理解	多様なサービスの理解	2	社会福祉士	
	介護職の仕事内容や働く現場の理解	2	介護福祉士	
介護における尊厳の保持・自立支援	人権と尊厳を支える介護	4	社会福祉士	
	自立に向けた介護	5	社会福祉士	
介護の基本	介護職の役割・専門性と多職種との連携	2	介護福祉士	
	介護職の職業倫理	1	介護福祉士	
	介護における安全の確保とリスクマネジメント	2	看護師	
	介護職の安全	1	介護福祉士	
介護・福祉サービスの理解と医療との連携	介護保険制度	3	社会福祉士	
	医療との連携とリハビリテーション	3	作業療法士	
	障害者自立支援制度及びその他制度	3	社会福祉士	
介護におけるコミュニケーション技術	介護におけるコミュニケーション	3	社会福祉士	
	介護におけるチームのコミュニケーション	3	社会福祉士	
老化の理解	老化に伴うこころとからだの変化と日常	3	看護師	
	高齢者と健康	3	医師	
認知症の理解	認知症を取り巻く状況	2	社会福祉士	
	医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	2	看護師	
	認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	1	看護師	
	家族への支援	1	社会福祉士	
障がいの理解	障がいの基礎的理解	1	社会福祉士	
	障がいの医学的側面・生活障害・心理・行動の特徴・かかわり支援等の基礎的知識	1	社会福祉士	
	家族の心理・かかわり支援の理解	1	社会福祉士	
こころとからだのしくみと生活支援技術	介護の基本的な考え方	3	介護福祉士	
	介護に関するこころのしくみの基礎的理解	3	社会福祉士	
	介護に関するからだのしくみの基礎的理解	4	理学療法士	
	生活と家事	3	1級ヘルパー	
	快適な居住環境整備と介護	3	作業療法士	
	整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	3	介護福祉士	
	移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	3	作業療法士	
	食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	3	介護福祉士	
	入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	4	介護福祉士	
	排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	4	介護福祉士	
	睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	3	介護福祉士	
	死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護	3	介護福祉士	
	介護過程の基礎的理解	5	介護福祉士	
	総合生活支援技術演習	5	介護福祉士	
実習オリエンテーション		1		
介護実習（特養）		22		
介護実習（ヘルパー）		8		
振り返り	振り返り	2	社会福祉士	
修了評価	筆記試験	1		

